

「令和4年度三沢市物価高騰生活支援プレミアム券」取扱店募集要項

1. 三沢市物価高騰生活支援プレミアム券とは

各種物価高騰の影響により、経営が逼迫している市内各店舗等への経済支援と、消費者（市民）に対する生活支援・消費喚起を目的として、プレミアム率を50%とし、過去最大規模の発行額（5億7千万円）で、三沢市物価高騰生活支援プレミアム券事業を実施します。

取扱店になることで、販促効果が期待できますので、皆様のご参加をお願いします。

2. 購入対象者

三沢市民限定販売

3. プレミアム券の概要

券の名称	三沢市物価高騰生活支援プレミアム券
実施主体	三沢市商工会
発行総額	570,000,000円（プレミアム分190,000,000円含む） <u>過去最大規模</u> （1冊15,000円×38,000冊）
額面金額	1冊：500円券×30枚綴＝15,000円分
券の種類	①共通券（取扱店であればどこでも使用できる） 500円券×20枚＝10,000円 ②専用券（大型店では使用できない。ただし、大型店内の専門店では使用可能） 500円券×10枚＝5,000円 ※共通券20枚と専用券10枚を1冊（30枚綴）にして販売
販売金額	1冊10,000円（1冊15,000円分を10,000円で販売）
販売方法	購入引換券（ハガキ）と交換で販売（1世帯で世帯人数分購入可能） ※売れ残りが生じた場合でも追加販売は行わない ※世帯人数分を一括購入しない場合も購入引換券は回収するものとする
プレミアム率	50%（1冊10,000円で15,000円≪500円券×30枚綴≫）
販売場所・期間	◎ビードルプラザ（催事場） 令和4年12月7日⑳～令和4年12月20日㉑〔土日を含む14日間〕 午前10時～午後6時 ※ハガキとの引換販売のみ 三沢市松園町三丁目10-1 ◎道の駅みさわ斗南藩記念観光村「くれ馬ぱ〜く」 令和4年12月7日⑳～令和4年12月20日㉑〔土日を含む14日間〕 午前9時～午後4時30分 ※ハガキとの引換販売のみ 三沢市谷地頭4-298-652
使用期間	令和4年12月7日⑳～令和5年3月10日㉓ ※使用期間を過ぎた場合は無効となります

使 用 範 囲	<p>プレミアム券で使用できないもの (①～⑥)</p> <p>①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入</p> <p>②たばこ事業法に規定するタバコの購入</p> <p>③国や地方自治体への支払い</p> <p>④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの</p> <p>⑤土地及び家屋の購入代金</p> <p>⑥取扱店が取扱いを不可とした商品</p>
---------	---

4. 取扱店登録料・換金手数料

取扱店登録料は無料です。

換金の際の換金手数料はございません。(プレミアム券の額面で等価交換)

5. 地域振興支援事業費特別賦課金

プレミアム券事業終了後に行われる地域振興事業に活用するため、店舗面積が500㎡超の大型店には換金額の1%をご負担いただきます。

大型店の基準	店舗面積500㎡超
賦課金	換金額の1% (税込)
徴収方法	事業終了後に一括納入いただきます
振込手数料	振込手数料はご負担いただきます

6. プレミアム券の周知方法

三沢市全世帯に購入引換券(ハガキ)を郵送し、購入引換券と引き換えで販売する。

広報みさわ12月号、MCTV、三沢市ホームページ、商工会ホームページでPRする。

チラシの新聞折り込み、プレミアム券取扱店ポスターの配布。

7. 取扱店の責務・プレミアム券取扱厳守事項

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- ①新型コロナウイルスの感染防止対策を行って下さい。
- ②取扱店が自らプレミアム券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不正行為は強く禁止します。尚、不正が発覚した場合は換金を停止します。
- ③取扱店であることが明確になるよう、後日配布するプレミアム券取扱店ポスターをお客様のわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ④お客様が持ち込んだプレミアム券について「偽造防止がない」「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに商工会に通報して下さい。但し、こうしたプレミアム券を受領した場合、取扱店の責任とします。
- ⑤確認用として見本券を配布しますので、プレミアム券を取り扱う全ての方に周知して下さい。
- ⑥プレミアム券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するためプレミアム券裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受取りを拒否して下さい。

- ⑦受領したプレミアム券はハサミ等で切り離さないで下さい。切り離されたプレミアム券の換金には応じません。
- ⑧プレミアム券と現金の交換及び売買は行わないで下さい。プレミアム券使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用されたプレミアム券のみ換金可能です。
- ⑨プレミアム券額面以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- ⑩プレミアム券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定める場合は、わかりやすく表示して下さい。
- ⑪使用期間を過ぎたプレミアム券は受け取らないで下さい。受け取った場合は換金できません。
- ⑫プレミアム券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。

8. 取扱店資格条件

三沢市内で店舗（事業所）を有する事業者とします。商工会会員以外でも取扱店になることができます。ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っている者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ③三沢市の入札停止措置、入札参加除外の措置を受けている者。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第2号）に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

9. 取扱店の取り消し

要項およびその他関係書類記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

10. 取扱店の申込について

(1) 申込方法

取扱店に申込みされる方は、この募集要項の記載内容に同意のうえ、同封の「登録申請書」に必要な事項を記入し、振込先通帳の表紙及び見開き1ページ目のコピーを添付し、商工会までお届け下さい。但し、現在実施中の「三沢市生活応援プレミアム券」の取扱店で、引き続き取扱店に登録される方は自動的に登録しますので「登録申請書」の提出は不要です。但し、取扱店に登録されない方は電話等でご連絡ください。

※登録申請書は紛失等を防止するため郵送・FAXでのお申し込みは不可とします。

(2) 市内に複数の店舗がある場合は、それぞれの店舗単位で登録していただきます。

(3) 申込期間

令和4年11月7日(月)～令和4年11月16日(水)

※申込期間以後も取扱店の申し込みは順次受付します。

ただし、申込期間を過ぎたものは、お客様向けの取扱店一覧表には掲載できませんので、ご了承下さい。（申込期間以後の登録店舗のご紹介は、商工会ホームページのみで公表します）

(4) 取扱店の登録

取扱店は、三沢市及び商工会で審査し、取扱店一覧表（朝刊折込）と商工会ホームページに掲載いたします。

11. プレミアム券の換金方法

- (1) 使用済みプレミアム券裏面に事業所名（ゴム印可）を記入して下さい。
- (2) プレミアム券の枚数を確認し「換金請求書」を添えて商工会に持参して下さい。
- (3) 換金請求書受付日

令和4年12月13日(火)～令和5年3月14日(火)【最終換金請求日】

原則毎週火曜日〔但し、年末年始祝祭日を除く〕

- (4) 毎週指定日に下記金融機関の指定口座にお振り込み致します。

青森銀行三沢支店

青森銀行松園町支店

みちのく銀行三沢支店

みちのく銀行岡三沢支店

青森県信用組合三沢支店

青い森信用金庫三沢支店

三沢市内郵便局（谷地頭簡易郵便局を除く）

※指定口座が上記にない金融機関の場合、振込手数料は差し引いてお支払い致します。

12. その他の留意事項

要項及びその他関係書類に記載されていない事項に関しては、その都度三沢市及び商工会で協議のうえ決定します。

〔お問合せ先〕

三沢市商工会 総務課

〒033-0011 三沢市幸町二丁目1-1

TEL0176-53-2175 FAX0176-53-2766

ホームページ <http://www.misawa.or.jp/>